

障がい者 福祉バス 利用のしおり

ver.11 : 2018年4月3日より適用

【変更点】

- 受付開始を、3ヶ月前同日～⇒12ヶ月前同日～に変更 ...5p 「利用のしおり（補足）」参照
以上

1. 運行区域、運転手 等

運行区域は、運行要綱に規定する運行時間（福祉センター発着 8：30～17：00）の範囲内で日帰りが可能な区域（県外を含む）、及び1泊までの行程で運行が可能な区域（発着時間は運行時間の範囲内とする）とします。 注）発時間には、センターからの乗車開始時間を含める。

利用者が↓			バス利用対象 団体 ※詳細は、次ページ「2.利用の対象」を参照	
日帰り	運転手		福祉センター手配 運転手	
	バス利用料		無 料	
	利用者負担費用 (利用に伴う実費相当分)	①燃料代* ②有料道路の通行料 ③駐車場代 ④フェリー料金 ⑤その他臨時に必要な費用等 *高品位尿素水(ダブル=NOx還元剤)の補充はセンター負担	利用者負担要	
	運転手の日当		不要	
	運転手の食事		不要	
	利用後のバス清掃		ごみの始末をお願いします	
	1泊2日	運転手		福祉センター手配 運転手
バス利用料		無 料		
利用者負担費用 (利用に伴う実費相当分)		①燃料代* ②有料道路の通行料 ③駐車場代 ④フェリー料金 ⑤その他臨時に必要な費用等 *高品位尿素水(ダブル=NOx還元剤)の補充はセンター負担	利用者負担要	
運転手も 宿泊を 伴う場合		⑥宿泊手当	不要	
		⑦運転手の宿泊関係 費用	利用者負担要 (利用者側にて、手配・支払対応等 お願いします)	
		⑧運転手の 食事	1日目 昼	不要
1日目 夜			利用者負担要 (利用者側にて、手配・支払対応等 お願いします)	
2日目 朝と昼				
運転手は宿泊しない場合		運転手の食事	不要	
運転手の日当		不要		
利用後のバス清掃		ごみの始末をお願いします		

2. 利用の対象

利用対象者は、次に掲げる **県内の障がい者団体**とします。

但し、営利目的の場合は、利用できません。

尚、**団体とは、おおむね 10 名以上**（団体構成人数 かつ 利用申込時の利用人数）とします。

■下表の番号①②に該当する「障害者」が、団体全体のおおむね 25%（障害者 1：他 3）以上 含まれている事。

注）利用申込時に、「障害者」を証明できる 各手帳・書類の写し等の提示が必要 尚、団体を証明できる団体規約・会則の有無は問いません。（=会則等は不要）

番号	障害者 条件
①	「身体障害者手帳」 「療育手帳」 「精神障害者保健福祉手帳」 所持者
②	「障害福祉サービス受給者証」 「障害年金受給証明書 又は 通知書」 「特定疾患登録者証」 「自立支援医療受給者証」 「特別児童扶養手当証書」 「特別支援学校の学生手帳」 「医師の診断書」 但し、 <u>高次脳機能障害 ・ 発達障害 ・ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）に限る</u> 」 のいずれかを提示した者

3. 利用者の負担

利用者は、利用に伴う実費相当分として、次に掲げる経費を、負担するものとします。

尚、負担の方法は、利用者が必要の都度、直接、支払うものとします。

① 運行に要する燃料代（バス返却時には、満タンの状態で返却すること）

（参考）

	燃費(目安) (①)	参考走行距離(②)	燃料必要量 ③(②÷①)	燃料単価(税込) 目安(④)	燃料代(税込) ⑤(③×④)
軽油	3km/ℓ	200km	67ℓ	105円 ~ 132円	7,100円 ~ 8,900円
★走行1km当たりの燃料単価(税込)(⑤÷②)⇒					目安 50円 /km

②有料道路の通行料（車種区分：特大車）

③駐車場の使用料

④フェリー料金（幅：249 cm、長さ：1,199 cm、高さ：353 cm、総重量：15,835kg）

⑤その他臨時に必要な費用 等

尚、詳細は、前述 1p の「1. 運行区域、運転手 等」の表を、参照してください。

4. 利用の手続

「利用申込書」の提出の際、必ず、「利用者名簿」を添付してください。

(名簿には、氏名、障がい者の利用有無、緊急時の連絡先、備考欄への車イス利用等の記入をしてください)

注1) 利用承認後に、車両の故障、災害など運行に支障をきたした場合や、利用条件(障がい者数要件)を満たさないことが判明した際には、ご利用当日でも承認を取り消す(運行を中止する)ことがありますので、予めご了承ください。

注2) 福祉センターからの乗降が無く、指定場所での発着となる場合について、福祉センター発 8:30 同センター着 17:00 を基準にした運行時間の厳守をお願いします。

*例：福祉センターから指定場所までの所要時間が、1時間かかる場合、指定場所からの乗車は9:30以降、また、指定場所着は16:00迄 となります。

尚、運行時間が、基準を超えると見込まれる場合には、当日でも、行程の変更をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

注3) 福祉センターは、利用承認の取り消し、及び、行程変更等に関して、一切の責任を負いません。

注4) 運行時間の延長について、次に掲げる目的の場合に限り、延長を認める場合もありますので、予約の前に、福祉センターにご相談下さい。

当センターにて検討の上、後日、時間延長の可否結果をお伝えしますので、余裕をもった事前の相談をお願いします。

■近県で開催される 事業(会議、研修会、競技大会)に参加。

但し、利用団体以外が主催の 障害者団体に関わる事業、かつ、利用団体では、開催日時の選択(コントロール)ができない事業 に限定します。

尚、ご予約時に、該当事業に関わる資料「主催団体からのリーフレット等」の提出(必須)をお願い致します。

◎延長 可能例) 但し、延長時間数によっては、延長できないケースもございます

- ・利用団体以外が主催の 近県の「障害者スポーツ大会」、「障がい者を対象とした研修会」

×延長 不可例)

- ・工場見学、レジャー施設への送迎等 利用団体側で、時間選択が可能な事業
尚、その場合は、一泊利用にてのご検討をお願いします

5. 事故の責任について

尚、ここでの事故とは、交通事故に限らず、物事の正常な活動・遂行を妨げる不慮の事態をいいます。

(1) 運転中以外の事故の場合は、全て利用者の責任とします。

(2) 運転中の事故の場合は、

運転手の重大な過失による事故以外については、利用者の責任とします。

6. 乗車定員

固定座席 29 名 + 補助席 2 名 + 車椅子席 6 名 = 計 37 名 (運転席を除く)

7. 利用人員

障がい者福祉バスの効率的利用、及び 運行目的を考慮し、1 回につき 最低 10 名、最大 37 名とします。

(※添乗・介助者も含みます。最大定員の内、6 席は、自己手配の車椅子を固定しての乗車となります。)

8. 利用回数

障がい者福祉バスの利用回数については、より多くの障がい者が広く利用できるよう、1 団体につき、年間の回数制限を行うことがあります。

9. 介助者の同乗

運転手は原則、直接の介助を致しませんので、介助が必要な方が利用の際は、必ず介助者の同乗をお願いします。

10. 利用者の責務

(1) 利用後のごみの始末については、利用者が責任をもって行ってください。

尚、詳細について、前述 1p 「1. 運行区域、運転手等」の表を参照してください。

(2) 乗降中及び運転中は、運転手の指示に従ってください。

(3) 補助犬を除く他の動物（ペットなど）は、原則として乗せないでください。

(4) 利用の際は、万が一に備えて旅行保険への加入（任意／利用者手配）をお勧めします。

11. 運行計画

運行計画をたてる際は、できるだけ余裕を持って無理な計画をたてないようにお願いします。

利用申込書の受理後も、運行計画に無理があると判断した場合には、運行計画の変更をお願いします。

利用のしおり（補足）

1. 申込の受付は、利用日の **12ヶ月前の同日から、利用月の前月 20 日 迄**です。

- ・受付時間： 8:30～17:00（年末年始を除く）
- ・受付場所： 福祉センター事務所（TEL 087-867-7686）

尚、先着順受付ですが、同時予約となった場合は、抽選にて、1 団体を選定します。

（抽選方法は、センターにて決定します）

2. 使用後の清掃につきましては、以前からご協力をお願いしておりますが、センター以外から乗車される場合は、運転手任せになることが多いようです。

繁忙時期は、連日の使用になることが多いので、次の利用者の方が気持ちよく利用できますよう、1～2 名の方にセンターから乗降車していただき、乗車集合場所の指示や、清掃のご協力をお願いします。

3. 当方による使用前後の点検、使用後の清掃・洗車等の時間、運転手手配の関係で、利用時間（午前8:30～午後5:00、いずれも 福祉センター発着）の厳守をお願いします。

注）発時間には、センターからの乗車開始時間を含める。

4. 無理な行程は、事故防止の点から極力避け、所要時間は、渋滞なども考慮して下見等、十分調べておいてください。

また、県外への利用は、必ず行程の地図、現地の地図を申込書に添付し、スムーズな運行ができるようご協力ください。

特に、大型バスが通行不可能な場合がありますので、その点は、利用者側の責任にて、事前にご確認をお願いします。

5. 事前の予定にない途中乗車、下車はお断りいたします。交通の妨げになりますと同時に、事故の原因になります。

また、送迎時の停車場所、乗車・下車の場合は十分安全な場所をお願いします。

(特に、リフト乗降は、路石などの段差のない場所をお願いします)

6. リフトは、車イスの両輪ブレーキをかけ、手すりを持ち、運転手の見守りのもとで利用してください。

7. リフトは車イス用で、立った状態だと不安定で、非常に危険です。 階段での乗降が難しい等、やむを得ない状態の方に限り、リフトの利用を認めます。

尚、その際は、利用者1名につき 介助者1名が、必ず同伴し、手すりを持って、運転手の見守りのもとで利用してください。

<その他 お願い>

福祉バスをご利用の際、引率、添乗の方は、次の事項を遵守して下さい。

1. 利用後の室内清掃について

■ごみの始末（片付け・廃棄）をお願いします。

(尚、詳細に関しては、前述1pの「1. 運行区域、運転手等」を参照してください)

2. 補助犬を除く、他の動物（ペット等）は、原則として乗せないで下さい。

3. 乗降中及び運行中は、運転手の指示に従ってください。

注) 雨天や積雪・凍結等で、急きょ 中止される場合は、

利用当日の午前7時までに

かがわ総合リハビリテーションセンター 電話 087-867-6008

までご連絡ください。 守衛が対応し、運転手に連絡します。

※その他、何かありましたら **8:30~17:00** の間で福祉センター

087-867-7686 まで ご連絡ください。担当職員が対応します。

障がい者福祉バス 座席表

2016/4/1～

↑ 前方 ↑

入 口			運転手	
	(1)	(2)	補助席 ①	(3) (4)
	(5)	(6)	補助席 ②	(7) (8)
リ フト	☆車イス【1】		☆車イス【2】	
	☆車イス【3】		☆車イス【4】	
	☆車イス【5】		☆車イス【6】	
	(9)	(10)	(11)	(12)
	(13)	(14)	(15)	(16)
	(17)	(18)	(19)	(20)
	(21)	(22)	(23)	(24)
	(25)	(26)	(27)	(28) (29)

↑ 後方 ↑

固定座席 29名 + 補助席 2名
(車イス席以外 = 31名)

+ ☆車イス席 6名 = 合計 37名